

学納金などの振込みにあたって

**入学金・授業料などを金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください！
(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)**

平成19年1月4日から、本人確認に関する法令の改正*により、金融機関において10万円を超える現金**の振込みを行う場合には、**本人確認書類の提示**が必要となります(ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません)。

10万円を超える**入学金・授業料などの現金振込み**の際には、指定の振込用紙とともに、**振込みの手続を行う方の本人確認書類**(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

* マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

** 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。(口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。)

- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができません。
- 保証人の方などが、振込名義人(受験生・入学者など)に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的(入学金・授業料などであること)をお尋ねすることがあります。
- 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。
金融庁ホームページ
<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>
文部科学省ホームページ
<http://www.mext.go.jp/>

